

2018年市議会9月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第21号](#) 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書
- [意見書（案）第22号](#) キャッシュレス社会の実現を求める意見書
- [意見書（案）第23号](#) 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書
- [意見書（案）第24号](#) 水道施設の戦略的な老朽化対策及び強靱化を求める意見書
- [意見書（案）第25号](#) 水道法改定案の撤回を求める意見書
- [意見書（案）第26号](#) 日米地位協定の見直しを行うことを求める意見書
- [意見書（案）第27号](#) 障害者雇用率水増し偽装問題の真相究明と再発防止、障害者の雇用の改善を求める意見書
- [意見書（案）第28号](#) 沖縄県民の民意と地方自治を尊重し、沖縄県に対して名護市辺野古の米軍新基地建設工事にかかる損害賠償請求をしないことを求める意見書
- [意見書（案）第29号](#) 被災者支援と防災対策の強化・充実を求める意見書
- [意見書（案）第30号](#) サマータイム導入の検討を中止することを求める意見書
- [意見書（案）第31号](#) 日米地位協定に関する見直しを求める意見書
- [意見書（案）第32号](#) 日米地位協定の見直しを行うことを求める意見書

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）

【公明提案】

平成30年3月、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成29年度に全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は13万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28年、29年と連続して児童福祉法の一部等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきたが、目黒区の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって、国及び政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されることのないよう、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、中核市や特別区への児童相談所設置義務も加えた、市町村における児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源対策を速やかに講ずること。
2. 児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関、団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担や協働を加速する「児童相談体制改革」を行うことにより、子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。
3. 児童相談所間及び児童相談所と市町村との情報共有については、転出があっても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、全国共通ルールを定めるとともに、全国各地からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。
4. 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の相談内容を児童虐待通告に限定することにより、児童相談所に繋がるまでの間に未だ75%以上の電話が切れている実態を、速やかに改善すること。また、その結果を踏まえ、児童相談所への児童虐待通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。
5. 児童相談所と保育所や幼稚園、学校が児童虐待防止のための、情報共有ができる体制を整備すること。また、いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、スクールソーシャルワーカーを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

キャッシュレス社会の実現を求める意見書（案）

【公明提案】

世界各国のキャッシュレス決済比率を比較すると、キャッシュレス化が進展している国は 40%～60%台であるのに対し、日本は 20%にとどまっているのが現状である。

日本でキャッシュレス化が普及しにくい背景として、治安の良さや偽札の流通がほぼなく、現金が信用されている社会情勢に加え、消費者が現金払いに不満を持たず、キャッシュレス決済に漠然とした不安を持っていること、加えて、実店舗等においては、端末導入コストやネットワーク回線引き込みの負担、現金支払いでは発生しないキャッシュレス支払い手段利用にかかるコストが店舗側に発生する等のコスト構造の観点からの問題等が挙げられている。

しかし、近年は実店舗における人手不足の解消や、訪日外国人の決済の利便性、スマートフォンを活用した支払いサービスの普及等、キャッシュレス化の追い風となる動きも見受けられる。

政府も平成 26 年に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 において、2020 年東京オリンピック・パラリンピックなどのイベントの開催等を踏まえ、キャッシュレス決済へ利便性・効率性の向上を図ることを記載するなど、これまで 4 回に渡りキャッシュレス推進の方針を打ち出し、平成 30 年に閣議決定された未来投資戦略 2018 でも、2025 年にキャッシュレス決済比率を 4 割程度に高めることを目指すとしている。

キャッシュレス化の推進は、事業者の生産性向上やインバウンド需要の取り込み、消費者の支払いの利便性向上に加え、データの蓄積を通じたイノベーションの実現にもつながるなど、経済全体に大きなメリットがある。

よって、国及び政府においては、キャッシュレス社会の実現に向けて、下記の項目を実現するよう強く要望する。

記

1. 実店舗等が負担している、現金支払いでは発生しないキャッシュレス支払い手段利用にかかるコストのあり方を見直すなど、ビジネスモデル変革のための環境整備を行うこと。
2. 商店街におけるスマートフォン決済の導入などキャッシュレス対応を促進し、消費拡大による商店街の活性化を支援するため、地域商店街等と連携したポイント制度を創設するなどのインセンティブ措置を検討すること。
3. 決済会社や決済方法が乱立しており、主要な決済サービスが生まれづらい現況に鑑み、QRコード決済に関する技術的仕様の標準化を行うなど、決済サービスの統一規格を作成し標準化すること。
4. 産官学が連携してキャッシュレス社会に必要な環境整備を進めていくこと。また、諸外国が進めているような決済ビジネスの利益を手数料からビックデータの収集と活用にビジネスモデルを交換していくこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書（案）

【公明提案】

平成30年6月18日午前7時58分に大阪北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む4名が亡くなり、400名以上が負傷した。特に、学校関係では158人に及ぶ児童生徒が重軽傷を負い、1200校を超える学校で校舎等の天井・ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害を受けた。

中でも、学校施設のブロック塀が倒壊して下敷きになって児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならない。

こうした事故を受け、各地で危険な塀の調査が進み、撤去の動きが相次いでいる。大津市においては、児童生徒が利用する通学路等のブロック塀について点検や改修を行い、大阪北部と同様の惨事が起こらないよう早急な対策を行っているところではあるが、全国的に児童生徒の安全確保に向けてさらなる改善を図らなければならない状況である。

よって、国及び政府においては、文部科学省が6月19日に全国の学校設置者に対して、ブロック塀等の安全点検等を要請し、その進捗状況を調査し、結果を取りまとめているところではあるが、引き続き通学路のブロック塀等の緊急総点検と安全対策を行うことが重要であることから、下記の事項について積極的な対応を求めるものである。

記

1. 今回被災した地域においては、二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検・調査後の危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等の措置を含めた対応を徹底すること。
2. 被災した地域以外の通学路の緊急総点検・調査後の工事が必要と認められた箇所については、民間事業者と連携しつつ速やかに実施するよう、地方自治体に対する技術的・財政的支援を行うこと。その際、一般家庭のブロック塀であっても倒壊の危険が認められる場合に支援できる補助制度を早期に創設すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の弾力的で幅広い運用が可能となるよう、制度拡充を図ること。
3. 学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕に対する補助制度の創設等を検討すること。その際、400万円と定められている文部科学省の公立学校施設の防災機能強化事業の補助対象事業の下限額について、広域での申請を認めるなど弾力的に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

水道施設の戦略的な老朽化対策及び強靱化を求める意見書（案）

【公明提案】

日本の水道普及率は、平成 28 年度で 97.9%を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化してきた。

しかし、この日本の水道の安全性と安定供給を持続していくためには、高度経済成長期に整備された老朽化が進む水道施設の更新や、大規模災害に備えた水道施設の強靱化などの大きな課題に直面している。現に、6月に発生した大阪府北部地震や西日本を中心とした7月の豪雨をはじめ、災害による水道被害は全国で頻発している状況にある。

また、簡易水道事業については、農山漁村部を中心とする住民の生活に必要な不可欠な社会基盤であるが、今なお約 270 万人の人々が不安定な飲料水に頼らざるを得ない生活を余儀なくされており、この水道未普及地域の解消は依然として大きな課題である。加えて地方の急激な人口減少に伴い給水人口 101 人以上の飲料水供給施設の要件に当てはまらない集落も増えており、補助要件の緩和が求められるところである。

よって、国及び政府においては、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、国民の命を守るインフラである水道の戦略的な基盤強化を図るため、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 水道施設の老朽化対策や強靱化をはじめ、インフラ設備の更新・維持・管理に全力を挙げるとともに、それらにかかる国庫補助所要額の確保を行うこと。
2. 将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくため、水道施設の管理者である地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、広域連携の推進や適切な資産管理の推進、さらには官民連携の推進など具体的な措置を講じることにより水道の戦略的な基盤強化に取り組むこと。
3. 厳しい財政状況の中で運営している簡易水道事業について、水道未普及地域解消や施設の老朽化に伴う更新に必要な国庫補助所要額の確保を行うこと。また、施設更新を実施するに当たり、現行の国庫補助要件は採択基準が厳しく、実態と乖離している状況にあるため、要件の緩和を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

水道法改定案の撤回を求める意見書（案）

【共産党提案】

日本の水道事業は憲法第25条の生存権に関わる法律体系の一環としての水道法を根拠法令として実施されており、清浄、豊富低廉な水を全ての国民に供給することを理念にしている。

同法に基づいて地方公共団体が行う水道事業は、安全・安心・安定的な水供給によって、あまねく国民に憲法の生存権を保障しているが、先の通常国会で、水道法改定案が審議入りし、わずか2日間の委員会審議で衆議院を通過し、参議院では審議入りが見送られ、継続審議となった。

水道法改定案では、広域連携と官民連携の2点を推進している。第1の広域連携は、国の基本方針に基づいて都道府県が基盤強化計画を策定

し、市町村も含めて広域化の推進に努めなくてはならないとし、広域化の押しつけを行うものである。

第2の官民連携は、水道事業への民間企業の参入である。コンセッション方式という施設を地方公共団体に残したまま、企業が運営権だけを得て儲けていくことが可能となる仕組みが、2011年のPFI法改正で導入されたが、これを水道事業でもより使いやすくする内容になっている。しかし、水道の民営化では料金高騰など問題が起きている。

政府は、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足などの現在水道が直面する課題を挙げて、水道法の改定が必要としている。しかし、国が必要な財政的技術的な支援を行うという水道法に明記された責任を果たしてこなかったことが、現在の水道が抱えている課題を生んだ原因である。また、国際的な企業に対抗できる国内企業に、政府は支援を広げることで輸出拡大につなげる構えであるが、命の源である水道事業をビジネスの対象

にすべきではない。国は人材確保、必要な財政支援を行うこと、過大な需要予測によるダム開発ではなく、渇水時や災害が起きても対応できる身近な水源を残し、住民の意見を反映することができる水道事業を支援すべきである。

よって、国及び政府においては、水道法改定案を撤回することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

日米地位協定の見直しを行うことを求める意見書（案）

【共産党提案】

米軍基地を抱える 15 都道府県でつくる渉外関係都道府県知事連絡協議会は、沖縄県で米兵による少女暴行事件が起きた 1995 年以降、日米地位協定改定を求め続けている。日米両政府は補足協定などで運用を見直しているものの、1960 年の締結以来、一度も改定されていない。

全国知事会は、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、2016 年 11 月に米軍基地負担に関する研究会を設置し、2 年にわたり調査・研究に取り組まれた。

その結果、現状や改善すべき課題を確認したうえ、今年 7 月に、日米地位協定の抜本改定を含む米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択し、8 月に政府へ要請を行った。その内容は、「①日米安全保障体制は、国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるが、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある」、「②基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められている」、「③全国的に米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の 7 割を占め、依然として極めて高い」、「④日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である。（知事会研究会は、日本と同様に第二次世界大戦の敗戦国で米軍基地を置くドイツ、イタリアと我が国の現状を比較研究。独・伊両国が協定の改定・新設で自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしており、我が国と大きな違いがあることを確認している）」、「⑤沖縄県では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からも、更なる基地の返還等が求められている。」というものである。

今回の提言の重要な点は、米軍基地を抱える 15 都道府県だけでなく米軍基地を持たない府県の知事も全員賛成したことである。政府はこれを重く受け止めるべきである。

よって、国及び政府においては、米軍基地から派生するさまざまな事件、事故などから国民の生命、財産、人権を守るため、全国知事会からの提言を実行し、日米地位協定を見直すよう、下記事項の実施を強く求めるものである。

記

1. 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。
2. 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用することや、事件・事故時の職員や議員等の自治体関係者の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記すること。

3. 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証、改善を行うこと。
4. 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

障害者雇用率水増し偽装問題の真相究明と再発防止、障害者の雇用の改善を 求める意見書（案）

【共産党提案】

多くの中央省庁が、雇用する障害者の人数及び障害者雇用率を長年にわたって大幅に水増しした数字で公表していたことが明らかとなった。障害者雇用率の算出は、障害者手帳を所持している人の雇用数が用いられるが、手帳の確認など国が自ら定めた指針に基づく措置をとらず、健常者を障害者として申請していた可能性も指摘されているところである。

厚生労働省の調査によれば、国の33行政機関のうち、約8割にあたる27機関で昨年発表した雇用者数の半数を超える3,460人の不適切な算入が行われており、2.49%と発表され、法定雇用率2.3%を達成したとされていた昨年の中央省庁障害者雇用率は、実際には1.19%と法定雇用率を大きく下回っていたことになる。

また、この問題は中央省庁にとどまらず、読売新聞の都道府県調査においては、滋賀県も含めた37府県で不適切な参入があったことが明らかになり、事態の根深さが浮き彫りとなっている。

さらに、中央省庁での水増しは、1976年の障害者雇用率制度導入時から行われていたとの指摘もある。長期間にわたり、これほど大規模に不正が行われてきたということは、それに比例して障害者の雇用機会が失われたことを意味しており、その被害は甚大である。

率先して障害者の働く場を保障する立場にある行政機関において、雇用実態を偽り続けてきたことは極めて悪質である。障害者団体から、「自らが制度をつくりながら踏みにじった。あり得ない不祥事だ」、「国民への背信行為」と強い批判と憤りの声が上がっているのも当然である。

また、民間企業であれば、法定雇用率を下回れば未達成分に相当する納付金を徴収されるが、中央省庁などの行政機関に罰則がない。今回のことが、民間での障害者雇用促進に水を差すと懸念する声もある。

しかも、これらの偽った数字は、障害者権利条約に基づく2016年に政府が国連の委員会に提出した報告資料にも書き込まれていることから、この問題は、日本国内にとどまらず、日本のこれからの障害者福祉における行政に対する国際的信用を大きく失墜させかねない状況でもある。

安倍・自公政権は1億総活躍社会を掲げ、障害者らが希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要として、障害者雇用の促進などを打ち出している。しかし、今回の水増し問題は、障害者の雇用の場を拡大し保障する意識が政府に根本的に欠けていることを示した。

障害者雇用率の水増しは、安倍政権下の2014年に厚労省所管の独立行政法人である労働者健康福祉機構でも発覚し、大きな問題になった。この時なぜ中央省庁で同じような事態がないかを徹底的に調べようとしなかったのか。安倍政権の責任も問われるところである。よって、国及び政府においては、現在の極めて深刻な事態を打開し、障害者の雇用と障害者が安心して働くことができる職場環境や労働条件の整備を促進するため下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 障害者雇用率の水増し問題の全容の解明を急ぐとともに、問題が放置されてきた責任を明確にすること。

2. 国などの公的機関への監督・指導の強化など再発防止策の確立と実行に直ちに取り組むこと。
3. 調査結果の検証と再発防止等の対応を検討するための第三者委員会には、障害当事者団体の代表を入れること。
4. 障害者が働くために必要な介助などの人員配置、職場環境や労働環境の改善を進めること。
5. 地方自治体の財政状況によって合理的配慮の地域間格差が生じないように必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

**沖縄県民の民意と地方自治を尊重し、沖縄県に対して名護市辺野古の米軍新基地建設工事
にかかる損害賠償請求をしないことを求める意見書（案）**

【共産党提案】

沖縄県は、名護市辺野古への米軍新基地建設に関する埋め立て承認を撤回した。一つに政府が県に全体の実施設計を示さずに着工したこと、二つに埋め立て海域で軟弱地盤が見つかり護岸崩壊の危険性があることや活断層の存在が承認後に判明したこと、三つに環境保全対策に問題が認められたことなどを挙げた。その上で「埋め立て承認の効力を存続させることは公益に適合しない」と指摘した。

これに対し政府は、埋め立て承認が撤回されれば、政府は工事の法的根拠を失い中断を余儀なくされるため、撤回の効力を失わせる執行停止の申し立てや、取り消しを求める訴訟を起こして対抗する方針である。しかし、日本国憲法は、第 92 条で地方自治の本旨、第 93 条で住民自治、第 94 条で地方公共団体の権能を定めている。沖縄県の辺野古埋め立て承認の撤回に向けた一連の手続きは、知事が政治家として県民と約束した民意に基づく公約であり、自治体が行った当然の行為である。

埋め立て承認の撤回に至った原因は、沖縄県民及び国民の声を無視し続けた政府にある。それにも関わらず政府は、撤回取り消しの判決が出た場合には、工事中断による遅延損害として数億円に上る賠償請求を沖縄県に対して行うことを検討していることを発表しており、沖縄県民の感情を逆なでしている。

こうした損害賠償請求は、日本国憲法の規定する地方自治の本旨を踏みにじるものであり、日本国内全ての自治体や議会への脅しとも受け取れるものである。

よって、国及び政府においては、沖縄県民の民意と地方自治を尊重し、沖縄県に対して名護市辺野古の米軍新基地建設工事にかかる損害賠償請求をしないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

被災者支援と防災対策の強化・充実を求める意見書（案）

【共産党提案】

近年、日本列島各地で地震、台風、豪雨、竜巻、火山噴火など自然災害が連続して発生し多くの尊い命が奪われ、家屋や公共施設に甚大な被害が出ている。西日本を中心に記録的な豪雨となった平成 30 年 7 月豪雨では、広範な地域で河川の氾濫や浸水、土石流や土砂崩れなどが発生し、200 人以上の命が奪われた。行方不明者の捜索は今もなお続き、多くの方々が避難生活を強いられている。大量の土砂や瓦れきの撤去など、復旧・復興に向けて懸命な努力が続けられているが、いまだ日常生活が取り戻せていない上に、被災者への支援に関して以下の課題が生じている。一点目としては、厳しい猛暑であったことから疲労が蓄積している被災者に

対して心身ともに特別に注意を払う仕組みづくりが急がれる。特に高齢者や子どもを中心に心のケアや気軽に相談できる体制をつくるなど、きめ細やかな対策が求められている。

二点目は、応急仮設住宅についてである。これまでの地域のコミュニティを壊さないよう学校や職場に通いやすい場所に建設することは、住民が定住し地域を守っていくためにも不可欠である。

三点目は、被災地の復興は被災者の生活再建を柱にしなければならないことである。被災者支援法の住宅支援が全壊・大規模半壊に限定されているが、対象を半壊などに広げることや支援金額を 300 万円から 500 万円に引き上げることなど、被災者や被災地の実態に即した実効ある支援制度へと踏み出し、不安を抱く被災者に展望を示すことが求められている。あわせて、生業再生においては、甚大な被害が出ている農業をはじめ、苦境に立たされている地域産業の再生に向けた支援にも本腰を入れていかねばならない。

このような平成 30 年 7 月豪雨における被災者支援の課題は、今後の被災者支援において極めて留意すべきものである。

また、平成 30 年 7 月豪雨は、今後の災害対策に対しても課題を残した。自然災害を完全に防止することはできないが、防災・減災対策は災害の発生を抑え、被害の拡大を防止するために予防対策を重視した取り組みが重要である。

平成 30 年 7 月豪雨においては、地域の危険度を示すハザードマップが十分に活用されず、被害が拡大した。ハザードマップが作成されていたものの住民への周知が行き届いていなかったことは全ての地方公共団体にとって大きな課題であると言える。

毎年のように、各地で記録的な大雨が続き各地で土砂崩れや河川の氾濫が相次いでいる中、国及び地方公共団体の防災対策も見直していかなければならない。河川改修やダム建設などの公共工事のあり方やまちづくりの進め方、監視・観測・研究体制の見直し、住民への周知や協働のあり方の検討など、ハード面ソフト面双方において、経済効率優先の防災対策からの根本的転換が求められている。

よって、国及び政府においては、平成 30 年 7 月豪雨を教訓として、住民の生命を守ることを最優先に地方自治体との連携を強め、国が責任を持って被災者支援と防災対策の強化・充実を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

サマータイム導入の検討を中止することを求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は、夏季に標準時を早める、いわゆるサマータイムの国全体での導入を検討しており、東京五輪開催期間を中心に1時間から2時間進める案が取り沙汰されている。今回は五輪の猛暑対策として涼しい時間帯、例えばマラソンなどの競技時間を早め、涼しい時間帯を活用したいという部分が大きい。

しかし、熱帯夜が続く東京では時間を早めた程度では解決にならないとの指摘も相次ぎ、猛暑対策を理由とした導入論は説得力を欠いている。また、そもそも、五輪の猛暑対策のために、なぜ国民生活全体に大きな影響を及ぼすサマータイムの導入が必要なのかとの疑念の声も尽きない。

サマータイムの導入は、システムや交通機関ダイヤの変更に膨大なコストがかかることや、残業増につながるなど多くの弊害があるが、とりわけ深刻なのは国民への健康被害である。人間の約24時間の体内時計リズムは非常に精密で、起きる時間が普段より10分違うだけで自律神経や体温、ホルモンの分泌、脳の活動などに影響を与えられている。日本睡眠学会は、サマータイムという急激な時刻変更が、生活リズムや眠りの質と量に悪影響を与え、疾病リスクを高める負の側面を列挙し、身体に鞭打つ結果をもたらすなどと警鐘を鳴らしている。

五輪にはスポーツを通して健康に対する関心を高める意義もある。その五輪を機に国民の健康を害するサマータイムの導入など本末転倒である。

サマータイムの歴史が長いヨーロッパの国々でも健康への悪影響などが顕在化する中、廃止の声が広がっている。ロシアではサマータイムへの移行期に健康を害する人が増加したため2011年に廃止し、EU加盟国でも廃止の方向を決めている。

また、過去には日本でも1948年にサマータイムが実施されているが、国民の過労の原因になり能率を低下させるなど、生活の実情にそぐわない不便な点が多かったために1952年には廃止されている。

五輪の猛暑対策というなら、不利益ばかりのサマータイム導入に熱を上げるのではなく、五輪開催時期を涼しいシーズンに変更することに真剣に取り組むべきである。

よって、国及び政府においては、世界の廃止の流れに逆行し、社会に混乱をもたらすサマータイム導入の検討を中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

日米地位協定に関する見直しを求める意見書（案）

【公明提案】

全国知事会は、平成 30 年 7 月 27 日、米軍基地が防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、以下のとおり、国に対して提言した。

提言では、米軍基地については何より国民の理解が必要であり、国においては国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場から、「①米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと」、「②日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記すること」、「③米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組みを進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと」、「④施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること」を求めている。

これまでの日米双方の努力にもかかわらず、依然として米軍人による事件や事故、米軍基地に起因する騒音問題などが発生していることから、日米地位協定については、全国知事会の提言を踏まえて、一定の見直しを図っていくべきである。

よって、国及び政府においては、再度、日米地位協定のあり方について、下記の事項を見直すよう求める。

記

1. 運用改善で実施されている起訴前の身柄引き渡しに関する「好意的考慮」を、地位協定あるいは補足協定などで明記すること。
2. 地位協定に明記のない日本政府・自治体の立入権を適切な手続きの下で原則認め、特に、犯罪捜査・環境調査の場合はスムーズに認められるようにすること。
3. ドイツ、イタリアでは米軍の訓練演習には受入国の許可・承認が必要だが、日本には規制する権限もなく、実施日時・場所が通報されることも少ない。「騒音軽減委員会」を設置し、訓練演習に住民の意見を反映させること。
4. 米軍の事故現場に警察・自治体が立ち入れるようにすること。
5. 日米合同委員会の合意内容については、原則公開とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

日米地位協定の見直しを行うことを求める意見書（案）

【市民ネ提案】

米軍基地を抱える 15 都道府県でつくる渉外関係都道府県知事連絡協議会は、沖縄県で米兵による少女暴行事件が起きた 1995 年以降、日米地位協定改定を求め続けている。

日米両政府は、補足協定などで運用を見直しているものの、1960 年の締結以来、一度も改定を行っていない。

全国知事会は、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、2016 年 11 月に米軍基地負担に関する研究会を設置し、2 年にわたり調査・研究に取り組まれた。

その結果、現状や改善すべき課題を確認したうえ、今年 7 月に、日米地位協定の抜本改定を含む米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択した。重要な点は、米軍基地を抱える 15 都道府県だけでなく米軍基地を持たない府県の知事も全員賛成したことである。

よって、国及び政府においては、米軍基地から派生するさまざまな事件、事故などから国民の生命や財産を守るため、全国知事会からの提言を実行し、日米地位協定を見直すよう、下記事項の実施を強く求めるものである。

記

1. 日米地位協定を抜本的に見直し、米軍が関係する事件や事故時の自治体関係者による調査を可能にするよう、明記すること。
2. 米軍人などによる事件や事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証、改善を行うこと。
3. 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理や縮小、返還を積極的に促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。